東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

１．業務名　東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務

２．業務目的

自治体が行う地方創生事業に対し寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、地方への資金の流れをつくり、地方創生の充実・強化を図るものである。

本業務は、本事業に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

３．委託期間　契約締結の日から令和７年３月３１日まで

４．委託業務内容

1. 対象事業の選定ＰＲの充実に係る支援
　受注者は、東成瀬村が行う対象事業の選定とＰＲ資料の作成における助言等の支援を行う。
2. 寄附候補企業のリスト化
　受注者は、選定した対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、寄附候補企業をリストアップする。
　受注者は、寄附候補企業のリストアップした後に、発注者と協議を行い、対象を加除することとする。特に、受注者は東成瀬村に対してリストアップした寄附候補企業のうち、既に東成瀬村と連携関係にあることが特定できる企業の有無を確認し、提案の要否と有無ついて、調整を行う。
3. 寄附候補企業への提案及び紹介
　受注者は、寄付候補企業に対して企業版ふるさと納税制度を活用した事業への寄付を提案し、寄附の意向を確定させる。
　受注者は、提案した企業側の意向により、必要がある場合は、東成瀬村に調整状況を共有して、協力を求めることができる。
　受注者は、寄附候補企業への提案後、東成瀬村に当該企業名を報告することとする。
4. 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ
　寄附企業と東成瀬村のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

５．協議

1. 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
2. 受託者は東成瀬村と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

６．委託料額

1. 算定方法

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が東成瀬村に対して、寄附候補企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（１円未満の単位は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

なお、委託料率は１０％以内（消費税及び地方消費税別）とする。

1. 支払時期
　支払時期については、契約締結時に協議するものとする。
2. その他
　委託金額は、寄附の意向を示す書面（別紙「東成瀬村企業版ふるさと納税寄附申出書」）に紹介者（マッチング支援事業者）として記載された受託者１者に対してのみ支払うものとし、紹介者の記載に不備があるもの（紹介者が複数記載されている場合や紹介者の記載がない場合等）は、本業務を通じて行われた寄附として取り扱わないものとする。

７．業務の進捗報告

本業務の受託者は、業務の進捗に応じて定期的に東成瀬村に対し報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれる場合は、速やかに東成瀬村に報告すること。

８．その他

* 1. 本業務の実施に当たっては、東成瀬村個人情報保護法施行条例、東成瀬村財務規則、その他関係法令等を遵守すること。
	2. 本業務の実施に当たり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに東成瀬村と協議を行い、事前に東成瀬村の了解を得たうえで業務を遂行すること。
	3. 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
	4. 東成瀬村は、成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれる場合は、補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を実施するものとする。
	5. その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。